

医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

記

1. 令和 3 年 4 月 20 日付け厚生労働省告示第 178 号に基づく新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：38 コード）  
※令和 3 年 4 月 21 日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20210421」に設定し収載しております。
2. 令和 3 年 4 月 20 日付け同第 179 号に基づく薬価変更  
※令和 3 年 7 月 1 日から適用のため、令和 3 年 6 月 30 日に別途収載を予定しております。
3. 令和 3 年 4 月 20 日付け同第 180 号に基づく経過措置年月日の設定（変更区分「5」：20 コード）  
※令和 3 年 4 月 21 日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20210421」に設定し収載しております。
4. 薬価基準収載医薬品の商品名医薬品コードの設定（別紙）（変更区分「3」：3 コード）  
※令和 3 年 4 月 21 日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20210421」に設定し収載しております。

別紙

薬価基準収載医薬品の商品名医薬品一覧

変更区分「3」（3レコード）

剤形	医薬品コード	医薬品・規格名	単位	金額	告示医薬品コード
内	620234806	ベタヒスチンメシル酸塩錠 6 m g 「日医工P」	錠	6.10	622717700
内	620235711	ベタヒスチンメシル酸塩錠 12 m g 「日医工P」	錠	6.40	622717800
内	620446205	テプレノン細粒 10% 「日医工P」	g	10.70	622734600